誓約書（様式第6号）に係る確認票

申請者、申請者の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等が下記の欠格要件（建設業法第８条第７号及び第８号）に該当しないことを確認しました。

令和　　年　　月　　日

申請者

|  |  |
| --- | --- |
| 欠　　格　　要　　件 | 該当の有無 |
| ■　**禁錮以上の刑**に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 | 有・無 |
| ■　下記の法律の罪を犯したことにより、**罰金の刑**に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者  〇　**建設業法**  〇　**建築基準法**（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第10項前段（これらの規定を同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項（第1号に係る部分に限る。）  〇　**宅地造成等規制法**（昭和36年法律第191号）第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条  〇　**都市計画法**（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者に係る同法第91条  〇　**景観法**（平成16年法律第110号）第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条  〇　**労働基準法**（昭和22年法律第49号）第5条の規定に違反した者に係る同法第117条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号。以下「建設労働法」という。）第44条の規定により適用される場合を含む。第7条の3第3号において同じ。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項  〇　**職業安定法**（昭和22年法律第141号）第44条 の規定に違反した者に係る同法第64条  〇　**労働者派遣法**第4条第1項の規定に違反した者に係る労働者派遣法第59条  〇　**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律**（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）  〇　**刑法**（明治40年法律第45号）第204条 、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条  〇　**暴力行為等処罰に関する法律**（大正15年法律第60号） | 有・無 |

※　申請者等が左欄の欠格要件に該当しないことを確認のうえ、「該当の有無」欄の「無」に〇を付けてください。